

6 月上旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<h2>6 月中旬开始受理国民健康保险费减免申请</h2>	<p>こくみんけんこうほけんりょう げんめんうつけけ がつちゅうじゅん 国民健康保険料の減免受付は6月中旬から</p>
<p>2015 年度の国民健康保险费決定通知書将在 6 月中旬寄出。 2014 年 1 月 1 日以后家庭主要收入者因被解雇、企业破产、停业等原因处于失业状态，并符合其他所有条件，可以提出减免申请。具体条件和详细情况请向保险料课询问。</p>	<p>へいせい ねんど こくみんけんこうほけんりょうけつていつうちしょ がつちゅうじゅん そうふ 平成27年度の国民健康保険料決定通知書を6月中旬に送付します。 なお、へいせい ねん がつ にちいこう しゅ しょとくしゃ とうさん なお、平成26年1月1日以降に、主たる所得者がリストラや倒産、 はいぎょう げんざいしつぎょうちゅう じょうけん すべ がいとう かた しんせい 廃業により現在失業中で条件に全て該当する方は、申請に より減免が受けられる場合があります。条件など詳しくはお問い あ 合わせください。</p>
<p>询问处: 医疗保险室 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>といあわせさき いりょうほけんしつ ほけんりょうか 問 合 先: 医療保険室 保険料課</p>
<h2>后期高齢 限度額認定証</h2>	<p>こうきこうれい げんどがくにんていしやう 後期高齢 限度額認定証</p>
<p>在医疗机关付费窗口出示「后期高齢者医疗限额适用・标准负担额减额认定証」(简称「限度額認定証」)后，可以减轻所需支付医疗费、住院时餐食费的个人负担额(仅限市民税为非课税家庭)。 现在持有的「限度額認定証」的有效期限为 7 月 31 日。 8 月份以后继续符合条件的人，将在 7 月 20 日收到新的「限度額認定証」(寄到与被保险者证相同的住所)。以往此证每年需要办理更新手续，今年开始则不再需要重新申请。 但是，迄今为止，没有领取过此证的人需要提出申请。</p>	<p>こうきこうれいしやいりょうげんどがくてきやう ひやうじゅんふたんがくげんがくにんていしやう いりょう 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、医療 きかん まどぐち ていじ いりょうひ にゆういんじ しょくじだい ふたん 機関の窓口に提示することにより医療費、入院時の食事代の負担 が軽減されるものです(市民税非課税世帯の方にのみ送付)。 げんざい こうふ げんどがくにんていしやう ゆうこうきげん がつ にち 現在、交付している限度額認定証の有効期限は7月31日です。 がつけいこう ひ つつ たいしやう かた がつ にち あたら 8月以降も引き続き対象となる方には、7月20日ごろに新しい げんどがくにんていしやう ひげんしやしやう おな じゅうしや そうふ 限度額認定証を被保険者証と同じ住所に送付します。 これまで、まいとしこうしんしんせい ひつやう こんねんど しんせい ふやう 毎年更新申請が必要でしたが、今年度から申請は不要 になりました。 なお、こうふ う かつていなかた あら こうふ う これまで交付を受けていなかった方が新たに交付を受けるに しんせい ひつやう は、申請が必要です。</p>
<p>询问处: 医疗保险室 資格支付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき いりょうほけんしつ しかくきゆうふか 問 合 先: 医療保険室 資格給付課</p>
<h2>儿童津贴・特例支付现状调查表请在 6 月 30 日(周二)之前递交</h2>	
<p>领取儿童津贴・特例支付的人，将在 6 月上旬收到「儿童津贴・特例支付现状调查表」。请在 6 月 30 日(周二)之前寄回或是递交到国民年金课、行政服务中心。没有递交调查表者 6 月份以后会被停止支付，请务必注意。 6 月份支付(2 月～5 月)的儿童津贴费将在 6 月 15 日(周一)汇入银行帐号。</p>	<p>じどうてあて とくれいきゆうふ げんきやうとどけ がつ にち か ていしゆつ 児童手当・特例給付の現況届は6月30日(火)までに提出 じどうてあて とくれいきゆうふ う かた じどうてあて とくれいきゆうふげんきやうとどけ 児童手当・特例給付を受けている方に「児童手当・特例給付現況届」を がつけいじゅん そうふ がつ にち か ゆうそう こくみんねんきんか 6月上旬に送付します。6月30日(火)までに郵送するか、国民年金課ま たは、ぎやうせい ていしゆつ たは、行政サービスセンターに提出してください。提出されない場合、 がつけいじゅん しきゆう ていし ちゆうい 6月分以降の支給がいったん停止されますのでご注意ください。 じどうてあて がつがき がつ がつ にちげつ ふ こび 児童手当の6月期(2月～5月)は、6月15日(月)が振り込み日です。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわせさき こくみんねんきんか 問 合 先: 国民年金課</p>
<h2>将寄出住民税缴纳通知书</h2>	
<p>6 月上旬将发出 2015 年度的住民税缴纳通知书。</p>	<p>じゅうみんぜい のうぜいつうちしょ そうふ 住民税の納税通知書を送付します</p>
<p>询问处: 市民税課 TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809</p>	<p>へいせい ねんどじゅうみんぜい のうぜいつうちしょ がつじゅうじゅん はっそう 平成27年度住民税の納税通知書を6月上旬に発送します。 といあわせさき しみんぜいか 問 合 先: 市民税課</p>



<p>为女性的法律・劳动相談</p>	<p>じょせい ほりつ ろうどうそうだん 女性のための法律・労働相談</p>
<p>◇日期: △法律=6月3日(周三)、7月1日(周三)、 8月5日(周三)、8月19日(周三) 13:00~16:00 毎日各6人(每人30分钟) △劳动=6月13日(周六)、7月11日(周六)、 8月8日(周六) 13:30~16:20 毎日各3人 (每人50分钟。可电话相談) ※每次都是按申请的先后顺序 ◇場所:男女共同参画中心(イコーラム) ◇申請:周二~周日的10:00~17:00 电话申請。 (法律相談在每次实施日的2周前开始、劳动相談随时受理。) ※1岁6个月~就学前的幼儿可托放。 (相談日一周前将停止预约・每人200日元) ※不能使用日语的人请在周二~周五的10:00~17:00 与国际情报广场联系。</p>	<p>◇日時: △法律=6月3日(水), 7月1日(水), 8月5日(水)・19日(水) 13:00~16:00 各6人(1人30分) △労働=6月13日(土), 7月11日(土), 8月8日(土) 13:30~16:20 各3人(1人50分。電話相談可) *いづれも申込先着順 ◇場所:イコーラム(男女共同参画センター) ◇申込:火~日の10:00~17:00に電話で申込み。 (法律相談は各実施日の2週間前から、労働相談は随時受付。) ※1歳6ヶ月~就学前幼児の保育あり。 (相談日一週間前までに要予約・1人200円) ※日本語ができない方は火~金の10:00~17:00に 国際情報プラザへご連絡ください。</p>
<p>申請・询问处: 男女共同参画中心(イコーラム) TEL 072-960-9205 / FAX 072-960-9208</p>	<p>申込・問合先:イコーラム(男女共同参画センター)</p>

乳腺癌(乳房 X 射线)検査

为了早期发现癌症, 请接受乳腺癌(乳房 X 射线)检查。
早期のがんを発見するため、乳がん(マンモグラフィ) 検診を受けましょう。

場所	時間	申請方法
中保健中心 中保健センター	7月23日(周四) 9:15~、10:00~、10:30~ 7/23(木) 9:15~、10:00~、10:30~	50人(按申請先后顺序) 6/1(周一)开始电话申請 50人(申込先着順) 6/1(月)から電話で申込
荒川市政府庁舎 市役所荒川庁舎	7月16日(周四) 9:15~、9:50~ 7/16(木) 9:15~、9:50~	30人(按申請先后顺序) 6/10(周三)开始电话或直接到西保健中心申請 30人(申込先着順) 6/10(水)から西保健センターへ電話または直接申込み
东保健中心 東保健センター	7月27日(周一) 9:30~ 7/27(月) 9:30~	30人(按申請先后顺序) 6/1(周一)开始电话申請 30人(申込先着順) 6/1(月)から電話で申込み

◇対象: 2015年4月1日时满40岁以上偶数年齢的女性。
対象:平成27年4月1日現在、40歳以上の偶数年齢的女性。
◇費用: 800日元 料金:800円

申請・询问处: 东保健中心 TEL 072-982-2603 / FAX 072-986-2135
中保健中心 TEL 072-965-6411 / FAX 072-966-6527
西保健中心 TEL 06-6788-0085 / FAX 06-6788-2916
申込・問合先: 東保健センター 中保健センター 西保健センター

请配合人口普查 以10月1日时居住在日本的所有人为对象
国勢調査にご協力を 10月1日現在、日本在住の全ての方が対象です

